

「広報いんざい」編集・印刷業務委託仕様書

1. 業務名 「広報いんざい」編集・印刷業務委託

2. 契約期間 契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで
(令和8年5月号～令和10年9月号)

3. 発行日 毎月1日(年12回)

4. 発行部数(1号当たり)
50,000部(世帯数の増減により、年度途中でも変動あり)

5. 納品

毎号発行日(1日)の10日前までに印西市役所及び発注者が指定するポスティング業者に指定部数を納品。納品日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、直前の平日に繰り上げる。印西市役所への納品の内10部は保存用のために別に梱包する。あわせて校了データ(編集に使用したデーター式、電子公開用PDFデータ)を発注者へ納品する。

6. 印刷規格等

- ① サイズ等 A4版 左開き
- ② ページ数 各号24から32ページまでの範囲内で4ページ単位での増減があるものとする。
- ③ 用紙 A4版 白色度73%以上
印刷に適した再生上質紙(グリーン購入法の基本方針の判断の基準を満たしたものとし、古紙配合率は70%以上)又は上質紙(本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすもの)を使用すること。
ただし、在庫等の制約から入手が困難な場合は、発注者と協議の上、決定すること。
- ④ インク及び色 全ページを4色カラーとし、植物油インキを使用する。
- ⑤ 印刷回数 毎月1回
- ⑥ 印刷方式 オフセット印刷(両面)
- ⑦ 製本 スクラム製本・2穴なし
- ⑧ 文字 原則として横書きとし、ユニバーサルデザインフォントを用いること。

7. 編集

- ① 編集業務責任者は、窓口となる担当者及び制作スタッフを配置するとともに、制作スタッフにはDTPデザイナーなど経験豊かな専門家を起用すること
- ② 編集担当者および制作スタッフはデザイン等広報作成上の専門的な提案を積極的に行うものとする。
- ③ 入稿・初校戻し・再校戻し時の編集の打ち合わせには、担当者を派遣するものとする。
- ④ 文字原稿、写真は本市が提供する。原稿は、基本的にテキスト・ワード・エク

セル・パワーポイント等で提供する。ただし、一部の図表、イラスト等についてはこの限りでない。

- ⑤ 原稿の内容に基づき、読みやすく、見栄えの良いデザインレイアウトを作成すること。また、必要に応じ適宜イラスト・地図・グラフ等を作成し、使用すること。
- ⑥ 必要に応じ、同一記事のデザインを複数パターン制作すること。

8. 校正

「7. 編集」で作成した紙面を、受託者で十分に校正・チェックした上で、PDFデータで市に提供する。校正は色校正も含めて3回以上とする。

校正時には誤字・脱字のチェックはもちろん、文章の整合性、固有名詞や数字の確認、標記の統一、色の再現などにも十分に留意する。

なお、緊急時における内容の修正等には速やかに対応すること。

9. 年間作業スケジュール

納品日に間に合うように、発注者と協議の上、受託者は年間の作業スケジュールを作成すること。

10. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- ① 「広報いんざい」に関する、著受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利並びにその他の知的財産権は、すべて発注者に無償で譲渡するものとする。
- ② 市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。また、受託者は、市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- ③ 発注者は、成果品を自由に使用し、またこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。
- ④ 受託者を含む成果品制作の関係者は、成果品を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、市の承認を得て使用することができる。
- ⑤ 「広報いんざい」を作成する上で発生した、受託者が独自に作成した著作物についても成果品として発注者に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは①～④の規定を準用する。

11. 支払い方法

各号の編集費用及び契約単価に印刷部数を乗じた印刷製本費用を毎月の請求に基づき広報紙発行ごとに後払いとする。

12. 提供情報等の返還

受託者は、市の求めに応じ、市が提供した情報の返還及び処分に応じなければならない

い。

13. 再委託

受託者は、この契約による事務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせることができる。

14. その他

この仕様に定めのない事項については、市と協議によるものとする。